



広報

とね

茨城県北相馬郡利根町役場
昭和48年2月20日発行 No. 106



消防団の士気高揚

雨の中で出ぞめ式決行

昭和四十八年の新春を飾る利根町消防団出ぞめ式は、去る一月七日大利根の川原で、来賓多数御列席のもとにはなばなく挙行されました。

水のような冷たい雨のふりしきる中で、山崎孝之団長以下四百三十名が勢ぞろいして全員ずぶぬれのまま、予定ど

おり人員、姿勢、服装、機械器具等の点検をはじめ、規列行進、ポンプ操法訓練等模範演技を繰りひろげたのち、表彰並びに感謝状授与伝達が行なわれました。

なお、最後に昨年は旧栄橋解体工事のためできなかった放水試験を行ない、出ぞめ式は無事終了いたしました。

「県知事表彰・永年勤続者」

20年以上 団本部・本部員
秋山晴・太谷清・小倉清・第4分団分団長渡辺衛・副分団長野沢武重・班長星野賢一郎
第6分団団員弓削仁・第16分団団員山口孝・元団員武藤輝男・豊島注連雄・河村功

「茨城県消防協会北相馬支部長表彰」

優良分団 第4分団・優良団員 第4分団長渡辺衛・第6分団長須海多喜雄・第13分団長地脇三城・第19分団長長谷幸男・第20分団長桜井壮夫
「町長表彰(退職分团长)」
元団本部副団長野田隆・元団本部本部員菊地国雄・元第2分団花島忠常・元第3分団久保田茂雄・元第12分団杉山明・元第16分団八島徳之助・



写真は機械、器具の点検。1月7日写す。

ことしの「交通安全スローガン」はこれ！
せまい日本そんなに急いでどこへ行く
たしかめてまたたしかめてはい横断
ばくししないどうろのとびだし
わるふざけ

元第17分団田中進・元第18分団福田進・元第19分団河村功
元第20分団細村好一
「団長表彰」
優良分団 第2分団・第10分団・第15分団・第17分団・優良団員 団本部本部員片岡稔・第1分団分团长若泉利男
第2分団分团长鶴沢禧亟・第4分団部長海老原武重・第12分団副分团长鈴木栄一・役場消防隊長井原正光
「上の写真は、山崎団長以下利根町消防団の精鋭」

つづいて保存いたしましょう

議 会 だ、より、

47年度の一般会計予算は
四億七千一百三十九万二千元に

昭和四十七年第四回定例会は、昨年十二月十八日午前九時から、役場の会議室で開かれ、昭和四十七年度利根町一般会計補正予算等、十件の議案が審議され、議案はすべて原案どおり可決されました。

一般質問

篠崎正一議員

問い 町道9号線の舗装は、昨年度においてすでに決定しているのかかわらず、いまだに完成できないのは、いかなる理由によるか。

町道の舗装は原則として現況舗装となっているが、当町道は屈曲はなほ大きく、道幅も狭いため、拡幅をお願いした関係上、また一部は場整備地区にあって関係上少しのおくれは止むを得ないと思うが5月にはほぼ場整備地区内の拡幅(整理組合施行)は完了し地区外の拡幅地主の同意のもとに実地調査してからでも八か月も経過し、未だに着工もされないのははなほだおそす

ぎると思う。

町当局の説明によれば、測量設計がまにあわないからとのことであるが、それは特定の測量士に依存しすぎるためではないのか。ほかのすぐできる測量士をたのむことはできないのか。地元の住民は毎日非常なる不便を感じているので、万難を排して一刻も早く、おそくとも今年度中には全線を完成していただくようお願いしたい。

町長 町道9号線の舗装がおくれたことについてお答えいたします。利根町の町道の舗装はほとんど47年度中に完了し、9号線の舗装も47年度の予定になっているが、設計がまにあわなかったということが、大きな理由で、また土地拡幅のために多少の期間を要したこともありま。

そこで設計士の問題ですが利根町では、元竜ヶ崎土木事務所、坂本設計士にほとんど依頼しております。それと、それと、その他の設計士よりやす

い価格でやってくれたからである。

しかし来年度からは、多少は設計料が上回っても、すぐできる設計士に依頼して支障のない工事を進めたいと思うと、とりあえずこの問題は、すぐに依頼してあるので、すぐにでも督促し、また業者(平和建設)とも話しあって、設計しながら工事も並行して行なう方法で急ぎよやるようにする。

高野産経課長

9号線の舗装が残っているが、その理由は、さきほど町長が言われたとおりである。しかし、拡幅買収の対象にならないところは、すぐにもできると思うので、平和建設へ申し入れてすぐにもやってもらうようにする。

設計のおくれについては、事務所へ申し入れて大至急実施できるよう善処したい。

問い 横須賀、大平、奥山台地の開発計画について――横須賀、大平、奥山の台地に三宝開発株式会社宅造の目的をもって、土地の買収にはいつていることは御承知のことだが、今日までに20haぐらいの買収の同意書を取付け、先日内金の払出しをしたそうであるが、この事実を町長はど

う思うか。

また、今後の同地区の開発計画についての影響等、町長の御意見を聞かせ願いたい町長 横須賀、大平、奥山の問題については、これまでしばしば質問もあつたし、しばしば答えているように、町の方針は決して変わっておりません。

あくまでも宅地造成については同意しない方針であり、公害のない優良な工場誘致ならは考えられるという事で回答はしてあります。金を支払ったというわきはありますがしかしそれは、町とは関係のないことで、地主が任意に売ることができないし、止むを得ないが、町としてはそのまま放置するわけではない。あくまでもあそこは、工場誘致地域なので、県と相談して、現場を見ていただき、工場適地としての価値があるかどうか先般調査していただいたところである。そこでなるべく早いうちに県から回答がくることになっているが、ともかく町の方針としては、業者が買いつけをしようが、宅造地域として認めることはできない。

大塚開発課長

大要につきま

しては、ただいま町長から説明があつたとおりですので、私からはどうして宅地造成には同意をしないかという法的基準については説明いたします。現在までは、都市計画法により、市街化調整区域における大規模開発は、20haあればいいのだというのが一つの原則となつておりましたが、先般12月6日・7日の県の会議におきまして、茨城県でも千葉県なみの大規模開発に対する基準が、来年の1月10日施行になるという期限の見通しがついたわけです。

その内容については、いままで20haというのは、市街地に連たんした地域のことであり、横須賀のように飛地になつているところでは、50ha以上でないと開発の許可の基準にはならない。そして飛地の50haの場合、公共用地が50%その他の利用面積が50%、あわせて100%と土地利用計画上の公共用地のとりかたが、大きくなったということが、以前と変わつております。

しからはこの20haとか50haに對する開発許可の基準と町との打合わせはどうなつていのかという、町の土地利用計画と町長の同意との二つ

(3)頁へつづく

がどちらも合致した場合、一応県の土地利用合理化会議にかけたのち、よろしいかどうか決定されるもので、現在の時点よりは更にきびしい規制が行なわれることになっております。

それで、県の大規模開発に対する取扱基準は、1月20日に施行になる見通しなので、当然町としても、町の方針をうわのせした基準要綱というものを作りまして、県と打ち合わせする段階となっております。

そういうわけで、横須賀の場合は、当然町の土地利用計画が工場誘致地区になっていきますので、現在の時点では、事務局としても、同意の段階には至らないと考えます。

しかし、土地利用計画にそつた工場で、公害のない場合は、審議会にはかつて相談になる考えです。

○**議案第一号** 昭和四十六年度利根町一般会計歳入歳出決算について

○**議案第二号** 昭和四十六年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

以上の二件については、町の監査委員北見正夫氏、鈴木茂氏の最終監査もすみ(地方自治法第二百三十三条の規定

による審査)収支ともに正確にして、規定に違反したる点なく、かつその計算は、帳簿ならびに証書類と照合し、すべて正当なるものと認めるとの報告があり、原案どおり認定されました。

○**議案第三号** 利根町職員給与に關する条例の一部改正について

国家公務員の給与に關する人事院の勧告に基づき、地方公務員もこれに準じて給与の改定が行なわれるもので、これに關する町の条例の一部が改正されたわけです。

それによると町の職員の初任給は、高卒で三万六千三百円(改正前は三万一千円)となりました。

○**議案第四号** 昭和四十七年度利根町一般会計補正予算について

昭和四十七年度利根町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四千三百八十三万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四億七千一百三十九万二千円とする(既定額は四億二千七百五十六万一千円)

補正予算の歳入及び歳出に

ついては、次のとおりです。

◎**歳入**

○ 地方交付税

二千二百二十五万三千元

○ 交通安全対策特別交付金

十八万一千円

○ 分担金及び負担金

一千万円

○ 国庫支出金

一百九十三万六千元

○ 県支出金

九十六万一千円

○ 繰入金八百五十万円

歳入合計

四千万八千三百一十円

◎**歳出**

○ 総務費

二百六十九万一千円

○ 民生費

一百七十九万九千元

○ 農林水産業費

一百八万五千元

○ 商工費

十万円

○ 土木費

九百五十二万七千元

○ 消防費

八万五千元

○ 教育費

二千八百五十四万四千元

歳出合計

四千万三千八百三十一万一千円

主な歳出をあげてみますと次のとおりです。

○ 大房利用組合補助金

六十九万九千八百二十九円

○ 早尾地内新設道路土地購入代

三十万六千元

○ 7号線舗装工事費

三十六万六千元

○ 3号線舗装工事費

十五万五千元

○ 2百28号線二十五万七千元

○ 砕石代

五十万円

○ 単県工事地元負担金

五百二十八万八千元

○ 大房排水路整備費

三十万円

○ 東文間小東側排水工事費

三十二万三千元

○ 文間小トレーニング工事代

六十万円

○ 中学校電気、水道料

四十一万円

○ 中学校校庭整備工事費

五十万円

○ 中学校バックネット工事費

四十万円

○ 中学校放送設備工事費

三十五万円

○**議案第五号** 昭和四十七年度利根町国民健康保険特別会計補正予算について

昭和四十七年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百六十三万一千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三千九百七十八万八千元とする。(施設勘定)

◎**歳入**

○ 国庫支出金

△三十六万九千元

○ 町債

二百万円

歳入合計百六十三万一千円

◎**歳出**

○ 医療費

七十七万一千円

○ 施設整備費

八十六万円

歳出合計百六十三万一千円

○**議案第六号** 利根町国保条例の一部改正について

これは利根町国民健康保険条例の一部(第5条第3項第2号)を削除したもので、老人福祉法の一部改正により本年一月一日から国民健康保険による高齢者医療手当金が廃止されたものです。

○**議案第七号** 利根町老人医療助成金に關する条例について

これは、利根町老人医療助成金に關する条例を制定したものです。

広報とね一月号で、すでにお知らせしましたとおり、本年一月一日から70才以上のおとしよりが保険を利用して医

師の治療等を受けた時に負担する費用を公費(国・県・町)で支払うという制度で、おとしよりに不安のない明るい老後を過ごしていただこうと実施されるものです。

なお、老人医療費の無料化について、わからない点があれば、いつでも役場の厚生課へおたずねください。

○議案第八号 利根町と竜ヶ崎の境界変更について
大字大房字長曾根、字永井

・字飯沼等耕地整理が行なわれて境界が変更になったものです。

○議案第九号 利根町有地払下げについて
利根町有地を次のものに払

下げるものとする
大字押戸字根本前一四四二

墓地六九二m²
大字押戸字根本前一四四三

宅地四九九・一七m²
大字押戸字宗教法人根本寺

住職 鈴木 秀山

○議案第十号 監査委員選任につき同意を求めることについて

地方自治法第一九六条の規定による監査委員は、昭和四七年12月19日をもって任期満了となるので、あらたに次の者を選任したいから利根町議会の同意を求める。

利根町大字布川
、〇八〇番地

北見 正夫

明治45年1月30日生

成人と国民年金

成人になられた皆さまおめでとうございます。成人いたしますと、いままでにないたくさんの権利が与えられ、その反面たくさんの義務も果た

さなければなりません。その一つに国民年金への加入があります。

国民年金は、国で行なっている制度で、年をとったり、ケガをしたり、また死亡したりしたときに、老令年金、障害年金、母子年金等を支給して、本人やその家族の生活を保障するために、保険料を積立てておく保険制度です。

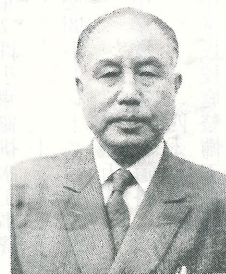


写真は利根中の体育館で行なわれた成人式の一コマです。成人者の皆さんおめでとうございます。

国民年金は、会社等に勤めていない人、商売や農業をやっている人、大学生など、20才より59才までの人たちが加入することになっております。いまは若く、元気で働いていても、やがては年をとって働けなくなる時がやってきま

めでたいニュース

大竹智海氏に藍綬褒章



利根町民生委員大竹智海氏(63才)には、四十七年十一月一日付で藍綬褒章を受章されました。

藍綬褒章は、教育、衛生、殖産、開発などの事業を興し、公衆の利益に成績著明な者、または公共の事務に勤勉し、労効顕著な者に与えられる褒章の一つで、藍色の綬で佩用。大竹さんはご承知のように民生委員歴三十七年、その他保育所の経営等長年にわたり幾多の社会福祉事業にたずさわ

り、その顕著な功績が認められます。また、いつ、どこで、どのような事故にあうかわかりません。老後の生活設計のため、万一にそなえて、いまだ国民年金の加入手続きをとりましょう。

詳細については、住民課の年金係までどうぞ。

られたもので、町では去る一月二十七日午後二時から、公会堂で祝賀会を開催し、記念品を贈呈いたしました。

なお、大竹さんは祝賀会の席上、「今後とも生あるかぎり社会福祉事業に貢献したい」とその心境をのべられました。町民こそって祝福と感謝の心を贈りましょう。

「写真は藍綬褒章を受章した大竹智海氏」

公会堂で町政懇談会

48年度予算編成期を前にした去る一月二十日、公会堂で町政懇談会が開催されました。これは町内各種団体の代表者から、要望事項等を聴取して、「住民参加の予算編成」といたすべく開催されたものですが、紙面の都合で詳細は来月号に掲載いたします。

歳末助け合い運動実績報告

昨年の暮れに行ないました恵まれないかたがたへの助け合い運動につきましては、皆さまがたの御厚意により、下記のような実績をあげ得ることができました。とくに天照会から10,000円。また利根町たばこ小売人組合婦人部から、昨年秋行なわれた町民運動会の際に得た益金1,260円をいただき、合わせて配分いたしましたので御報告いたします。

御協力ありがとうございました。

同情していただいた金品		配分した金品
現金	196,112円	196,112円
現金の内訳		
一般	164,749円	
天照会	10,000円	
たばこ小売人		
組合婦人部	1,260円	
町議会議員	15,533円	
役場交友会	4,570円	
白米	537kg	537kg
モチ米	33kg	33kg

配分世帯及人員

45世帯	130人	独居老人	6人
ねたきり老人	3人	在宅身心障害者	3人
交通遺児	3人	長期入院入所者	30人

利根町社会福祉協議会
会長 小島栄一郎

身体障害者若草福祉会へ寄付金

文間中学校第11回卒業生こぶし会(木原繁会長)が、身体障害に悩むかたがたにお役に立ててくださいと現金2,620円を届けてくださいました。

若草福祉会では、さっそくこのお金を多数の身障者の補装具修理費の一部負担金に使用させていただくことにいたしましたので、会員に代わって厚くお礼を申し上げます。

身体障害者若草福祉会
会長 鈴木嘉昌

銃や火薬類の保管を厳重に

楽しかった狩猟期もいよいよ2月15日で終わりましたがシーズンが過ぎると、気分的なゆるみから、銃や火薬類の処置がおろそかになり、思わぬ事故を起こすことがあります。

シーズン後の銃や火薬類の保管については、次のようなことに注意して事故を起こさないよう、また事故にあわないようお願いします。

銃であっても、公安委員会の指定した射撃場で射撃する場合と有害鳥獣を駆除するため特別に許された場合を除いては、銃を使用することはできません。シーズン終了後は、早めに安全な場所に保管しましょう。

○保管する場所としては、簡単に出入れのできない人目につまみにくいところ、カギのかかるところに保管する。

保管したあととは、ときどき点検して、異常がないかどうかを確かめましょう。

○銃と火薬とは、別々に保管するようにする。また、銃は

つとめて分解して保管するようにし、火薬類は、発火または燃えやすいものの近くに置かないよう十分注意しましょう。

○銃の点検は、安全な場所で行なうようにする。その際、銃口は常に人のいない方向に向け、実弾が装てんされていないかどうかをよく確かめましょう。

○家族、とくに子どもに対しては、銃や火薬類がいかにか危険であるかをふだんからよく教えておき、手をふれることのないよう十分徹底させておきましょう。

個人事業税の申告について

申告について

○個人事業税の申告は、昭和47年分の事業所得から申告の必要がなくなりました。

昭和47年3月の法律の改正によって、従来県税事務所長に提出していた個人事業税の申告書は、提出する必要がなくなりました。

かわって、町長に町民税の申告書を提出すればよいことになりましたので、町民税の納税相談会場で正しい申告書として明るく住みよい地方自治の確立にご協力ください。ただし、年の中途で廃業ま

たは死亡したときは、従来どおりすみやかに県税事務所長に申告して下さい。

○町民税の申告書に「事業税に関する事項欄」が設けられここに記入することになりました。

事業専従者控除対象者、自動車等(機械器具、汁器、備品)の譲渡損等の記載がありませんとそれぞれの控除が認められないこととなりましたから、事業税に関する事項欄を忘れずご記入ください。

◎くわしいことは、県税事務所または、申告の際役場の係員におたずねください。

